

第1章 第2節 喫煙・裸火使用・危険物品持込みが禁止される場所

第2節 喫煙・裸火使用・危険物品持込みが禁止される場所

火災が発生した場合に、多数の人命に危険が及ぶおそれがある場所では、「喫煙」「裸火使用」「危険物品持込み」が禁止されています。これらの場所は施行規程第7条に規定されており、「指定場所」といいます。

禁止される行為は、指定場所ごとに決められており、指定場所で禁止される行為を「禁止行為」といいます。指定場所と禁止行為の関係は、次の表のとおりです。

表 指定場所と禁止行為の関係

指定場所		禁止行為 [×]印が禁止される行為		
用途	範囲	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
劇場等（劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場）	舞 台	×	×	×
	客 席	×※5	×	×
	公衆の出入りする部分	/	/	×
飲食店等（キャバレー・バー・ナイトクラブ・ダンスホール・飲食店）	舞 台 ※3	×	×	×
	公衆の出入りする部分 ※4	/	/	×
百貨店等（百貨店・マーケット・物品販売店舗） ※1	売 場	×※6	×	×
	通常顧客の出入りする部分	×※6	×	×
屋内展示場	公衆の出入りする部分	×	×	×
旅館・ホテル・宿泊所	催物の行われる部分	×	×	×
映画スタジオ・テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	×	×	×
自動車車庫・駐車場 ※2	駐車のために供する部分	×	×	/
地下街	売 場	×	×	×
	地 下 道	×	×	×
重要文化財等	建 造 物 の 内 部	×	×	×
	建 造 物 の 周 囲	×	×	×
高さ100m以上の建築物	公衆の通行の用に供する部分	×	×	×
車両の停車場 船舶・航空機の発着場	旅客が利用する部分	/	/	×

※1 百貨店等の用途として規制される部分（事務所や従業員食堂なども含みます。）の床面積の合計が、一定規模（1,000㎡）未満のものを除く。

※2 駐車のために供する部分の床面積が、地階又は2階以上の階で200㎡以上、1階で500㎡以上、屋上部分で300㎡以上、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10台以上のもののみ。

※3 バーを除く。

※4 飲食店等の公衆の出入りする部分の床面積の合計が、一定規模（100㎡）未満のものを除く。

※5 観覧場の屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席、公会堂又は集会場の喫煙設備のある客席を除く。

※6 喫煙設備のある場所を除く。

1 指定場所の用途の捉え方

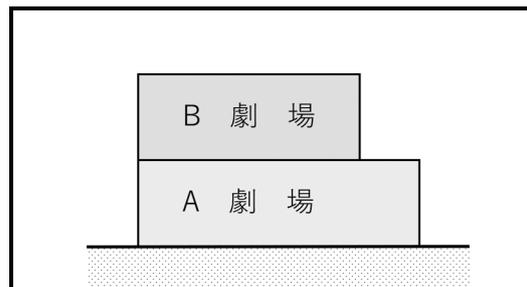
- (1) 1つの建物に様々な用途が混在している場合は、前表の用途に該当する部分のみが指定場所となります。

(例) 「劇場」部分のみが指定場所となります。



- (2) 1つの建物に複数の劇場などがある場合には、それぞれの部分が指定場所となります。

(例) 「A劇場」「B劇場」がそれぞれ指定場所となります。



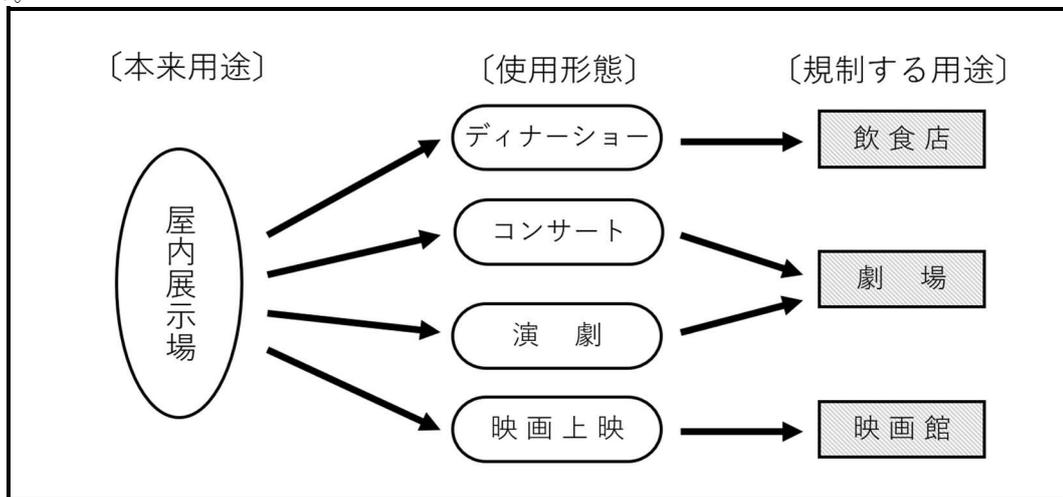
- (3) 常設のものばかりではなく、展示場を一時的に劇場として使用するなど、一時的に指定場所の用途とする場合にも、指定場所となります。
また、屋外に舞台や客席を設けて、コンサートやパブリックビューイングなどを行う場合も、劇場等として指定場所となります。



劇場等の舞台及び客席

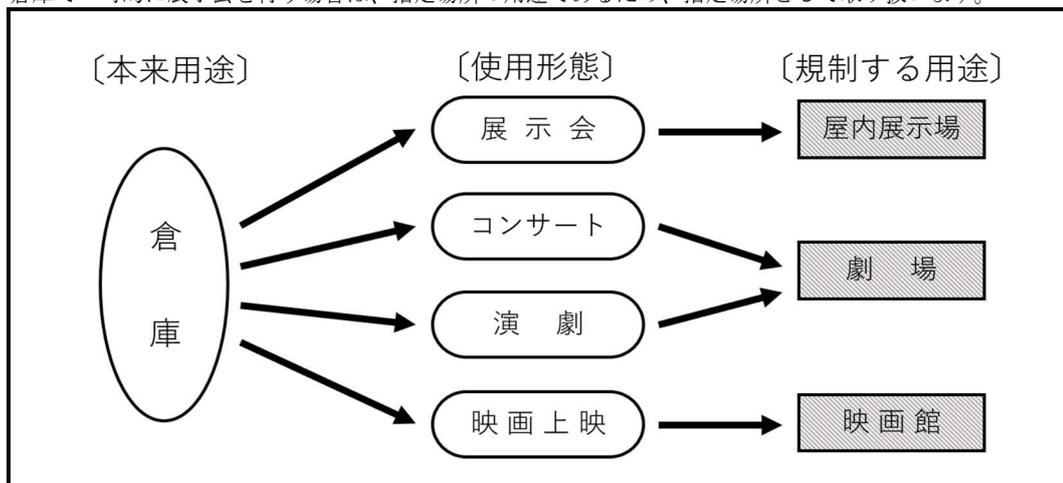
(例1) 本来の用途が指定場所の用途の場合

屋内展示場で一時的に演劇やコンサートを行う場合には、指定場所の用途を「劇場」として取り扱います。また、「事務所」や「倉庫」などを使用する場合は、指定場所の用途ではないため、指定場所にはなりません。



(例2) 本来の用途が指定場所の用途ではない場合

倉庫で一時的に展示会を行う場合は、指定場所の用途であるため、指定場所として取り扱います。



Q 百貨店の屋上は指定場所になりますか？

A 指定場所になります。なお、百貨店の床面積の算定にあたっては合算しません。

2 禁止される範囲

「喫煙」「裸火使用」「危険物品持込み」が禁止される用途に該当しても、そのなかで、禁止される範囲と禁止されない範囲とがあります。

例えば、百貨店等では売場やサービス施設などの顧客が使用する部分は禁止される範囲となりますが、事務所や社員食堂などの従業員のみが使用する範囲については、禁止される範囲とはなりません。

なお、それぞれの用途ごとに禁止される範囲については、第2章「用途ごとの禁止行為と解除の承認について」で説明します。